

条例点検票

			作成年月日	令和7年7月30日
条例番号	平成26年静岡市条例 第137号	条例名	静岡市世界遺産三保松原保全活用条例	
制定年月日	平成26年12月3日	最終改正年月日	—	
所管課名	観光交流文化局 歴史文化課 三保松原文化創造センター			
条例の概要	<p>平成25年6月に世界文化遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産に指定された三保松原を将来へ引き継ぐことを目的とし、指定を受けた翌年、議員提案により制定されたものである。</p> <p>条例は、市民、来訪者及び市の責務を定めるとともに、三保松原の保全及び活用を総合的かつ計画的に推進するための世界遺産三保松原保全活用計画及び松原の管理に関する基本的事項を定めた松原管理基本計画の策定、松原の保全に関する措置、世界遺産三保松原巡視員の配置等について規定している。</p>			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	世界遺産である三保松原を人類共通の遺産として保全し、その価値を損なうことなく適切な活用をしていくことは今後も重要であり、現在も本条例の必要性に変わりはない。	変更なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	<p>条例の規定に基づき、三保松原の保全・活用を、市民、来訪者等の協力を得て計画的に実施することができている。</p> <p>松くい虫の被害による伐倒駆除は本条例施行時792件だったのに対し、令和6年度は7件と減少している。</p> <p>また、総合情報サイトやSNSで三保松原の魅力の発信を行い、令和6年度来訪者は54万人以上となった。</p>	変更なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	<p>a 外部コスト 第9条の世界遺産三保松原巡視員を置くことにより、人件費のコストが生じている（令和6年度 3人配置、@7,500円/月）。</p> <p>しかし、市が三保松原の保全状況を的確に把握し、必要に応じて迅速に対応するため必要なコストであると考えます。</p> <p>b 内部コスト 現条例の規定により、事務処理の効率性が損なわれているような特段の状況にはない。</p>	変更なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	<p>条例の適法性について特段の疑義は生じていない。</p> <p>(判例点検票(様式2)参照)</p>	変更なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	<p>市民や来訪者に、松原、砂嘴の保全等に関する市の施策に協力することを求め、市民等の協力を得て三保松原の保全を図っている。</p> <p>第6条第4項で保全活用計画の策定に当たり、広く市民の意見を反映させるためパブリックコメントを実施している。</p> <p>地域の方に世界遺産三保松原巡視員を委任し、市民と協働して三保松原の保全を図っている、</p>	変更なし		

様式 1

カ 他都市 他都市の条例はどうか。	静岡県、金沢市においても同様の条例があり、一部本市にない規定も見受けられるが、同様の定義及び規定に変更、追加する必要性は低い。 (他都市条例比較点検票 (様式3) 参照)	変更なし	
キ その他	特になし	変更なし	
見直し結果			
改廃等の必要	理由	特記事項	
現行どおり	本条例は、世界遺産である三保松原を、市民、来訪者等の協力を受けながら計画的に保全・活用していくものである。現在、策定した計画に基づいて松原の保全、魅力の発信等が行われており、条例改正の必要性は見当たらない。		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ (両面1枚) 以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料 (条例概要書、パンフレット等) があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価 (事務事業評価又は施策評価) をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

判例点検票

裁判年月日	事案の概要	要旨	考察
	<p>世界遺産、保全活用等で判例を判例秘書ININTERNETにて検索したものの、条例の適法性が論点となる判例はヒットしなかった。</p>		

他都市条例比較点検票

点検項目	本市の規定	他都市の規定	考察
異なる規定			
本市にない規定	/	<p>(所有者等の役割)</p> <p>所有者等は、基本理念にのっとり、自らが所有し、又は使用する金澤町家の現状を把握し、その保全に努めるとともに、本市が実施する金澤町家の保全及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする</p>	<p>所有者の役割を持たせることで施策に対し協働性、効率性を高めることを目的としている。</p>
	/		

その他			
-----	--	--	--

【作成要領】

1. 政策法務支援システムに政策法務課から付与されたログインID及びパスワードにてログインする。
2. 件名又は本文などにより本市の条例と類似と思われるキーワードを入力し、種別:「条例」、自治体属性:「政令指定都市」をチェックし、検索する（政令指定都市では類似条例が少ない場合等は、県や中核市等に検索範囲を広げて検索してください）。
3. 該当した条例のうち、本市の条例と異なる規定や本市にない規定がある条例などを確認し、比較トレーに追加する。
4. 比較トレーから選択項目の比較に進み、比較表を作成する（比較表は見出しなどの文言から一定程度類似規定を並べ替えできますが、再度確認したうえで並べ替え作業をすることが望ましい）。
5. 比較表から「異なる規定」、「本市にない規定」及び「その他」の区分で点検票に整理し、考察としてまとめる。

※比較検討すべき規定が多い場合は、適宜記載欄を増やしても構いません。

政策条例論点整理書

		作成年月日		令和7年10月6日			
条例番号	平成26年静岡市条例第137号	条例名	静岡市世界遺産三保松原保全活用条例				
制定年月日	平成26年12月3日		最終改正年月日	—			
所管課名	観光交流文化局 歴史文化課 三保松原文化創造センター						
政策法務主任者	小松 綾子	内線	81-4602	担当者	立石 茉那香	外線	340-2100
1 条例によって解決しようとする課題及び条例の目的は何か。	<p>(1) 課題</p> <p>世界文化遺産の指定を受けた三保松原について、景観、自然環境及び文化的環境の保全と、市の重要な観光資源としての活用との両立を図ること。</p> <p>(2) 条例の目的</p> <p>三保松原の保全及び活用に計画的に取り組み、市民、来訪者等の協力を受けながら、人類共通の遺産である三保松原を将来の世代に引き継ぐこと。</p>						
2 その課題の解決に条例はどのような効果があったか。(これまでの実績)	<p>三保松原の保全及び活用を総合的かつ計画的に推進するための世界遺産三保松原保全活用計画及び松原の管理に関する基本的事項を定めた松原管理基本計画を策定し、三保松原の保全及び活用に計画的に取り組んでいる。</p> <p>(1) 三保松原の保全に対する効果</p> <p>三保松原の松に対し、薬剤散布や予防材樹幹注入等の防除作業を計画的に行うことで、松くい虫の被害による伐倒駆除が年間7本に減少した。また、市民との協働による保全活動を推進し、令和6年度には、8,134人が環境整備に関するボランティア活動に参加した。そして、世界遺産三保松原巡視員として、3名の市民が三保松原の保全状況の把握に貢献している。</p> <p>(2) 三保松原の活用に対する効果</p> <p>静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」を平成31年3月に開館し、企画展の開催等により三保松原の魅力発信を行っている。みほしるべの開館に合わせて、平成28年度から令和元年度にかけて観光バス駐車場、トイレ、遊歩道等の来訪しやすい環境整備を実施した。この結果、令和6年度には約54万人が来訪した。</p>						

様式 4

<p>3 現在の条例の課題とその対応策</p>	<p>(1) 計画の整理</p> <p>条例に規定する計画（世界遺産三保松原保全活用計画及び松原管理基本計画）は、制定以降未改正である。一方で、条例に規定していない名勝三保松原保存活用計画を、令和7年3月に更新し、本条例が目指す三保松原の保全と活用に関しても、当該計画で定めている。条例に規定する2つの計画は、条例制定から一定期間が経過し、実態と乖離している部分もあり、これらの計画の統合について検討する必要がある。</p> <p>(2) 巡視員の担い手不足</p> <p>三保松原には推定3万本の松があり、職員が松の見回りを行うことは困難であるため、地域の状況を把握している地域住民3名を本条例第9条に規定する世界遺産三保松原巡視員として委嘱し、巡視員による定期的な見回りを実施している。巡視員は、毎回の巡視後、市に報告を行っており、松の状態に異常が見受けられる又は市が把握している状況に変化があった際には、市はその報告を元に迅速な対応を行うことができている。しかし、近年は巡視員の高齢化が進んでおり、その担い手及び知識の継承が必要とされている。</p> <p>(3) 倒木対策</p> <p>令和7年8月3日に三保松原の松が倒れ、民家等への被害や周辺地域の停電が生じた。松の異常を発見した際には安全対策を迅速に行うことで、条例上の市の責務を果たしていく必要がある。</p> <p>(4) 市民及び来訪者の禁止行為の規定</p> <p>市民及び来訪者の責務は努力義務であって、現状はその保全及び活用に支障が出るような行為は確認されていない。今後、来訪者の増加等により、三保松原の保全及び活用に支障が出るおそれがある場合には、禁止行為として規定することを検討する必要がある。</p>
<p>備考</p>	

(注) 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。

条例点検票

			作成年月日	令和7年8月29日
条例番号	平成26年静岡市条例 第138号	条例名	静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する 条例	
制定年月日	平成26年12月12日	最終改正年月日	—	
所管課名	環境局 森林経営管理課			
条例の概要	南アルプスユネスコエコパークに存する林道（以下「林道」という。）について、林道の機能の保全及びその通行の安全を図るとともに、環境と調和した健全な林道の利用を確保し、もって林業の振興、林道周辺の森林の有する多面的機能及び自然環境の保全並びに地域社会の発展に資することを目的として、静岡市法定外公共物管理条例（平成15年静岡市条例第252号）に定めるもののほか、その管理又は通行に関し必要とされる「通行者の責務、通行許可、危険防止の指示、禁止行為、通行規制及び解除等の実施」に関し規定したものの			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	林道東俣線は、危険箇所が多く、通行の安全が懸念されている。現在も同様の懸念があり、林道の通行許可、通行規制等を定めている本条例は引き続き、目的の達成に必要不可欠である。	変更なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	本条例は、林道について、通行しようとする者は許可を受けなければならないとしている（第3条）。許可制により林道を通行できる車両を制限することは、林道周辺の自然環境の保全及び通行の安全を図るために必要であり、有効に機能している。	変更なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a. 外部コスト 通行する者に対して、通行許可申請（第3条、規則第2条）を課しており、その手続に必要な作業が生じる。しかしながら、当該申請は林道管理者として、林道機能の保全及びその通行の安全を図るために、申請者の林道の使用予定を把握するために必要な手続きであること、また、事前協議を必要とするものでもないことから、過大な負担とは言えない。 b. 内部コスト 当該申請に対する通行許可書の交付が、効率性が損なわれるような特段の状況はない。	変更なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	本条例の適法性が争われた事例はない。 (判例点検票（様式2）参照)	変更なし		

様式 1

オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	本条例制定時、パブリックコメントで、市民に意見を聴取することで協働性を図ることができている。	変更なし	
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	静岡県小山町の林道管理条例を比較。 (他都市条例比較点検票 (様式3) 参照)	変更なし	
キ その他	その他、特段の問題や弊害は生じていない。	変更なし	
見直し結果			
改廃等の必要	理由	特記事項	
現行どおり	林道の通行の安全が確保されていることから、条例改正が必要である状況にない。		

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ (両面1枚) 以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料 (条例概要書、パンフレット等) があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価 (事務事業評価又は施策評価) をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

判例点検票

裁判年月日	事案の概要	要旨	考察
<p>(参考) 平成24年6月14日 福岡地方裁判所 (林道使用不許可 決定取消請求事 件)</p>	<p>(参考) 原告は、土木建設請負業等を目的とする株式会社 被告は、平成22年1月1日に前原市、二丈町、志摩町が 合併して成立した公共団体(糸島市) ・原告の林道使用許可申請に対し、被告の市長が市の 林道管理条例(以下、本件条例)の所定条項により同 申請を不許可決定としたことから、原告が被告に対 し、本件条例の所定条項には該当せず、不許可決定は 裁量権の逸脱・濫用であり違法であるとして、前記不 許可決定の取消しを求めた事案 ・裁判所は、本件申請に係る林道の使用は、林道を損 傷するおそれ、林道の通行に危険をもたらすおそれ があり、林道開設目的に反して不適切であるとし、市長 が本件不許可処分にしたことにつき裁量権の逸脱・濫 用はない等として、原告の請求を棄却した事例</p>	<p>争点1 各処分理由規定への該当性について ア 林産物の搬出又は森林施業のための通行に支障 を来たすおそれがあるか。 →本件申請に係る林道の使用を許可すると、林道上 で木材の積み込み作業を行う領域を確保できない。 イ 林道を損傷し又は汚損するおそれがあるか。 →林道の舗装構造が本件申請に係る林道の使用の 態様に耐え得るものとは認められない。 ウ 林道の通行に危険をもたらすおそれがあるか。 →林道の通行の危険は、林業者だけでなく観光客の 通行に危険をもたらすおそれも含まれる。 エ 林道開設の目的に反し不適切と認められるか。 →残土の運搬は条例上の禁止行為でもある。 オ 林道を使用して土砂又は廃棄物等を運搬する行 為に当たるか。 →禁止行為の定め当たることを不許可の理由と することはできない。</p>	<p>(参考) 林道を通行許可 制としている地 方公共団体が事 業者の申請に対 して、通行を不 許可とした事 案。不許可判断 には違法性はな いとして勝訴し た。林道通行の 不許可理由の当 てはめ、市長の 許可権限におけ る裁量の行使等 の判断を今後の 参考とする。</p>

		<p>争点2 裁量権の逸脱・濫用について</p> <p>ア 本件不許可処分がされるまでの交渉経緯に照らし裁量権の逸脱・濫用があるか。</p> <p>→被告の市長が交通量の制限、道路舗装工事の負担等の条件の提示及び協議等を行わずに不許可処分をしたことは裁量権の逸脱・濫用とはいえない。</p> <p>イ 考慮すべきでない事項を考慮したか。</p> <p>→被告の市長は条例上の許可制限事由に該当することを理由に行われたもので、考慮すべきでない事項を考慮して本件申請に対する不許可処分を行ったものとは認められない。</p> <p>ウ 目的違反・動機違反があるか（市長選挙に対する影響が考慮されているか）</p> <p>→本件不許可処分が被告の市長の選挙の公約を実現するという側面があったとしても、そのことから直ちに目的違反、動機違反が認められるものではない。</p>	
--	--	---	--

他都市条例比較点検票

点検項目	本市の規定	他都市の規定	考察
異なる規定			
本市にない規定 (比較対象) 小山町		(占用の許可) (小山町) 第8条第1項 林道に次に掲げる工作物 又は施設を設け、林道を占 用しようとする者は、管理 者の承認を得なければな らない。 (1) 林産物、鉱産物等の 集積場又は積載施設 (2) 工事用施設又は工事 用材料置場 (3) 前2号に掲げるもの のほか、林道の構造、機能 又は通行に支障を及ぼす おそれのある工作物又は 施設	静岡市の当該 条例には占用 に関する規定 はなく、「法定 外公共物管理 条例」におい て、定めてい る。
その他			

政策条例論点整理書

				作成年月日	令和7年9月26日			
条例番号	条例第138号	条例名	静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例					
制定年月日		平成26年12月12日		最終改正年月日				
所管課名		環境局森林経営管理課						
政策法務主任者	横山 将光	内線	81-3734	担当者	矢作 堅司	内線	81-3744	
1 条例によって解決しようとする課題及び条例の目的は何か。	<p>1 課題</p> <p>林道の機能の保全及びその通行の安全を図るとともに、環境と調和した健全な林道の利用を確保すること。</p> <p>2 条例の目的</p> <p>林業の振興、林道周辺の森林を有する多面的機能及び自然環境の保全並びに地域社会の発展に資すること。</p>							
2 その課題の解決に条例はどのような効果があったか。(これまでの実績)	<p>林道通行許可の申請数が増加傾向にある(林道通行許可申請数 令和4年度:379件 令和5年度:383件 令和6年度:445件 令和7年度:281件(令和7年9月26日時点))が、林道の事故件数は2件(車両の一部損傷、令和7年度のみ)であり、第9条に基づく許可の取消及び第10条に基づく通行禁止措置を実施することなく、林道の通行が安全に行われている。</p> <p>林道の通行の安全を確保するために、第8条に基づく通行規制を実施している。 (9/5 大雨警報見込みのため事前規制、終日通行止め)</p>							
3 現在の条例の課題とその対応策	<p>林道東俣線の改良工事により車両の通行の増加が見込まれるが、林道の通行に支障が生じることはなく、その他の状況に変化がないため、条例改正が必要である状況はない。</p> <p>また、林道の通行件数が増加することは、一見リスクにも思えるが、通行頻度が増えることで林道に生じた損傷等を早期に発見できる可能性がある。</p>							
備考								

(注) 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。